

第 55 回 全国七大学総合体育大会

～弓道競技（女子）～

期日：平成 28 年 8 月 26,27,28,29,30,31 日

会場：東京大学育徳堂

主管校：東京大学

第 55 回 全国七大学総合体育大会

～弓道競技（男子）～

期日：平成 28 年 8 月 26,27,28,29,30,31 日

会場：東京大学育徳堂

主管校：東京大学

主催：北海道大学体育会 東北大学学友会体育部 東京大学運動会 名古屋大学体育会
京都大学運動会 大阪大学体育会 九州大学体育総部

特別協賛：一般社団法人 学士会

第 55 回 全国七大学総合体育大会 —弓道の部— 競技要項

I) 競技種目 近的競技（団体戦、個人戦）

II) 競技規定 全日本学生弓道連盟規約及び国立七大学弓道連盟規約

III) 参加資格 七大学に入学して 4 年以内の者

七大学の学生である者

IV) 競技方法 リーグ戦（男女ともに全 21 試合）

(1) 団体戦

① 射士人数 1 チーム女子 3 人、男子 5 人

② 射数 1 試合につき各自 8 射、合計女子 24 射、男子 40 射

③ 試合順 女子 8 月 23 日、男子 8 月 26 日の責任者会議にて決定する

④ 時間制方式 制限時間は 1 立あたり女子 7 分 30 秒、男子 10 分とする。

（計時は最初の揖をした後に大前が、本座から 1 歩を踏み出した時点から、大落の留矢までとする）

制限時間超過の場合、超過後の成績は個人戦としては認めるが、団体戦としては認めない。

弦切れの場合 制限時間を 1 本延長

弓破損の場合 制限時間を 4 分延長

- ⑤ 矢返し 原則として認めない
- ⑥ 立順届 各立の入場前までに受付に立順届を提出する
- ⑦ 選手交代 各試合とも 5 射目より認め、⑥の立順届に変更後の立順を記入後、立会校に提出することを要する
- ⑧ 立順変更 同一試合内での立順変更は原則としてこれを認めない
- ⑨ 順位決定 勝率によって決定する。ただし、同率の場合、運営円滑化のために、優勝決定以外は的中数（競射は含まない）で決定する
- ⑩ 競射 同中的中の試合、及び団体戦優勝決定戦は、一手競射を行い、それでも勝敗が決定しない場合は、以降一本競射を行う。尚、競射については制限時間なし、決定退場とする。

(2) 個人戦

団体戦での成績を個人戦での成績にあてる。

- ① 規定射数 40 射以上
- ② 順位 的中率（競射含まず）により決定
同的中率の射士の場合、総射数の多い射士を上位とする。
- ③ 競射 総射数と的中率がともに同じ射士の場合、尺二射詰を行い、6 射目より八寸射詰を行う。

- V) 表彰
- 団体戦 優勝、準優勝
 - 個人戦 優勝、準優勝、3 位

国立七大学弓道連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は国立七大学弓道連盟と称する

(目的)

第2条 本連盟は弓道を通じて各連盟校の親睦を深め弓道の研究を務めるを以てその目的とする

(加盟校)

第3条 本連盟加盟校は北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学の七大学とする

(本部)

第4条 本連盟加盟本部は、大会当番校に置き、大会終了後、次期大会校に移転するものとする

(事業)

第5条 本連盟は、原則として年 1 回リーグ戦を行う。
その他、加盟校の発意により、協議の上適当な時期に大会、その他連盟の目的に適する事業を行うことができる

(役員)

第6条 本連盟に下記の役員を置く

大会会長 加盟校部長又は師範より 1 名

運営委員

委員長 当番校学生より 1 名、もしくは 2 名

会計・書記 当番校学生より 1 名

運営委員 加盟校学生より 2 名

その他、参与、顧問などは必要あるとき加盟校 OB より若干名、これを選ぶ

第7条 役員任期は 1 年とする。ただし運営委員外は再任を妨げない

第8条 大会会長、運営委員は連絡会議でこれを決定する

(連絡会議)

第9条 本連盟の定時連絡会議は、当番校引き継ぎの際、運営委員長の招集によって開催するものとする。臨時連絡会議は必要のあるときこれを開く

第10条 連絡会議では下記の事項をはかるものとする

- ・規約の変更
- ・事業計画及び事業報告
- ・収支予算及び収支決算
- ・その他重要事項

- 第11条 本連盟の決議機関として連絡会議を置く。連絡会議は運営委員、及び連絡委員、及び参与を以てこれを構成する
- 第12条 連絡会議は加盟校の過半数の出席により成立する。ただし委任は認めるものとする
- 第13条 連絡会議の事項は、全出席校の賛成がなければ議決できないものとする
(会計)
- 第14条 本連盟の会計期は大会終了後より、次期大会までの期間を以てし、会計事務は会計がこれにあたる。
- 第15条 本連盟の経費は下記の収入を以てこれにあたる
- ・各加盟校の連盟費
 - ・補助金
 - ・寄付金、その他
- 第16条 加盟校の運営費は原則として、会計期初めに納入するものとする
(審判及び立会校)
- 第17条 審判は当番校その他加盟校の師範とする。立会校は大会直前の連絡会議において決定する
(的中規定及び競技規定総則)
- 第18条 的中規定及び競技規定総則は、原則として全日本学生弓道連盟規約に従い、規定にあたらざる場合には審判の公正なる判断によりこれを決定する。ただし大学院学生の出場はこれを認める
(リーグ戦)
- 第19条 リーグ戦は年 1 回これを行い、当番校は原則として、全国七大学総合体育大会の開催校とする
- 第20条 リーグ戦の形式は、男子・加盟校 5 人立ち、各 8 射計 40 射。女子・加盟校 3 人立ち、各 8 射計 24 射の的中数を競うものとする。選手交代は各試合において 5 射目よりこれを認める (表彰及び順位決定)
- 第21条 団体戦優勝、準優勝及び個人的中率上位 3 位は次条による順位決定に基づきこれを表彰する
- 第22条 順位決定は下記のごとくこれを行う
1. 団体戦順位は勝率によって決定する
但し、同率の場合には一手競射によって決し、さらに同中の場合には 1 本競射によって決する
 2. 個人順位は射数 40 射以上のものに限り、的中率によって決定する
但し、同中の場合には射数の多い者が上位、同射数同率の場合には射詰による又、参加校が 7 校より増減のなる場合は連絡会議において、この規定射数を変更しうるものとする

(出場選手名簿)

第23条 出場選手名簿は各試合開始前に、立会校、及び相手校に届けるものとする

(規約改正、その他)

第24条 本規約の改正、その他重要事項は連絡会議において、全加盟校の意思の一致によってこれを決定する。

開会式

1. 開会宣言 2. 優勝杯返還 3. 大会会長挨拶 4. 矢渡し 5. 礼射

閉会式

1. 納射 2. 成績発表・表彰式 3. 大会会長挨拶 4. 閉会宣言